

「川崎競馬グッズ制作及び EC サイト運営業務委託」
に係る指定納付受託者の指定に関する規約（案）

第 1 条 （本契約との関係）

本規約は、発注者と受注者との間の令和 5 年〇月〇日付川崎競馬グッズ制作及び EC サイト運営業務委託契約書（以下「本契約」という）の一部を構成するものとし、本規約に定めのない事項については本契約が適用されるものとする。本規約と本契約の間で異なる定めがあるときは、川崎競馬グッズ制作及び EC サイト運営業務委託の業務における指定納付受託者の指定に関する事項に関しては、本規約の定めが優先して適用されるものとする。なお、本規約において特段の定義がなされていない用語は本契約と同一の意味を有する。

第 2 条 （定義）

本規約中に用いられる以下の用語は、別段の定めのない限り、以下のとおりの意味とする。

- (1) 「本サイト」とは、「川崎競馬 EC サイト」のことをいう。
- (2) 「商品」とは、川崎競馬 EC サイトを通じて販売されている物品をいう。
- (3) 「商品代金」とは、本サイトを通じて利用者が購入した商品の代金をいう。
- (4) 「コンビニ決済」とは、本決済方法のうち、地方自治法第 231 条の 2 の 2 第 1 項の対象となる決済方法であって、本決済代行業者、本コンビニエンスストア及び本コンビニエンスストア店舗を通じて、受注者が利用者から商品代金を間接的に収納し、これを発注者へ引き渡す決済方法であって、別表 1 「各本決済方法の具体的な決済手段及び「決済完了」の時期（第 2 条第 6 号）」、及び別表 2 「「決済手数料」の額（第 8 条第 1 項）」において「(1) コンビニ決済」欄に記載されたものをいう。
- (5) 「クレジット決済」とは、本決済方法のうち、地方自治法第 231 条の 2 の 2 第 2 項の対象となる決済方法であって、別表 1 「各本決済方法の具体的な決済手段及び「決済完了」の時期（第 2 条第 6 号）」、及び別表 2 「「決済手数料」の額（第 8 条第 1 項）」において「(2) クレジット決済」欄に記載されたもの（クレジットカード決済、その他本規約に従いクレジット決済に追加された決済方法を含む）。
- (6) 「決済完了」とは、本決済方法の種類に応じて、それぞれ別表 1 に定める時点とする。
- (7) 「決済完了通知」とは、第 4 条第 3 項に定義する意味を有する。
- (8) 「決済金額」とは、当該締め日にかかる精算期間中に本決済方法により決済完了となった商品代金の合計額をいう。
- (9) 「決済手数料」とは、第 8 条第 1 項に定義する意味を有する。
- (10) 「締め日」とは、精算期間の最終日をいう。
- (11) 「精算期間」とは、毎月 1 日から当月の末日をいう。

- (12) 「本商品決済情報」とは、第4条第4項に定義する意味を有する。
- (13) 「本商品注文情報」とは、利用者が「本サイト」を通じて行った発注者に対する「商品」の注文に関する情報をいう。
- (14) 「本決済業務」とは、第4条に従い受注者が発注者のために行う業務をいう。
- (15) 「本決済代行業者」とは、決済代行を業とする会社であって、受注者との間において商品代金の収納又は決済に関する契約を締結している者をいう。
- (16) 「本決済方法」とは、コンビニ決済及びクレジット決済における決済方法を個別に又は総称していう。
- (17) 「本管理画面」とは、受注者が発注者に対して提供する本サイトを通じた商品の注文情報等の情報の管理を発注者の担当者が行うことを可能とする管理画面をいう。
- (18) 「本コンビニエンスストア」とは、本決済代行業者との間に収納事務に関する委託契約を締結している事業者（将来において同契約を締結する事業者も含む。）をいう。
- (19) 「本コンビニエンスストア店舗」とは、本コンビニエンスストアの直営店又は本コンビニエンスストアとの間で加盟店基本契約を締結している加盟店のうち本収納代行業務を取り扱う店舗をいう。

第3条 （本規約の目的）

本規約は、発注者が受注者を指定納付受託者として指定することを目的とする。

第4条 （本決済業務）

発注者は、受注者を地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者として指定し、かつ、利用者が発注者に対して支払う商品代金の受領権限を付与する。

受注者は、発注者から付与された代理受領権限に基づき、本決済代行業者から、以下第1項から第2項のいずれかの方法により利用者が発注者に支払うことを意図する商品代金相当額を収納する。

1. コンビニ決済

受注者は、コンビニエンスストアにおける決済にかかる本決済代行業者から、以下の場合において各々が定める方法により、利用者が発注者に支払うことを意図する商品代金の引渡しを受ける。なお、当該引渡しのタイミングは、最低月1回とし、別途、受注者と本決済代行業者の間で合意により決定する。

- (1) 本決済代行業者は、当該商品代金の収納事務をさらに本コンビニエンスストアに再委託する。
- (2) 本コンビニエンスストアは、本コンビニエンスストア店舗において、利用者が所定の手続を行うことにより支払う商品代金を収納する。
- (3) 本決済代行業者は、前2号に従い本コンビニエンスストア店舗において収納された本商品代金を本コンビニエンスストアから受け取り、受注者との間に別途合意がある場

合は当該合意に従った手数料を控除した残額を受注者が指定する金融機関口座に振込む方法により受注者に引き渡す。

2. クレジット決済

受注者は、クレジットカード決済にかかる本決済代行業者から、以下の方法に従い、発注者から付与された代理受領権限に基づき、利用者が発注者に支払うことを意図する商品代金を収納する。

- (1) 利用者は、本決済代行業者に対し、発注者に支払うことを意図する商品代金の送金を指示する。
- (2) 本決済代行業者は、利用者から前号の送金指示を受けた場合、当該商品代金の送金について本決済代行業者が付与する識別番号を発行する（なお、当該識別番号は、利用者のクレジットカード番号とは異なる。）。
- (3) 受注者は、本決済代行業者から前号の識別番号の通知を受けた場合、前号の送金指示に従い、当該商品代金を受領する。
- (4) 本決済代行業者は、前号の送金指示に従い、当該商品代金から受注者との間に別途合意がある場合は当該合意に従った手数料を控除した残額を、受注者が指定する金融機関口座に振込む方法により受注者に支払い、受注者はこれを受領する。

3. 受注者は、自ら又は本決済代行業者をして、利用者に対し、決済完了となった商品代金について決済完了を通知する。以下、当該通知を「決済完了通知」という。

4. 本商品代金決済情報の閲覧機能の提供

受注者は、発注者に対し、本管理画面上で、本商品注文情報及び本商品代金の決済に関する以下の各号の情報（以下「本商品代金決済情報」と総称する。）を閲覧できる機能を提供する。

- (1) コンビニ決済に関し、本コンビニエンスストア店舗において収納された本商品代金の収納情報
- (2) クレジット決済に関し、利用者が本決済代行業者に対して行った送金指示に関する以下の情報
 - 1 送金依頼を受けた年月日
 - 2 本商品代金の額
 - 3 本商品代金を特定する識別番号として受注者が付与する利用者決済 No.
 - 4 その他、受注者所定の情報

5. 本商品購入情報及び本商品代金決済情報の変更・取消し

- (1) 発注者は、本商品注文情報の変更又は取消しをすることはできない。

クレジットカード決済の場合、発注者は、決済完了した商品代金について利用者から取消しの申出があった場合、その締め日までの間に限り、発注者の費用と責任において本管理画面にて当該商品代金にかかる本商品代金決済情報の取消しをすることができる。なお、

本号において「その締め日」とは、当該商品代金について決済完了した日を含む精算期間にかかる締め日をいう。

- (2) 利用者からの商品代金の取消しの申出があった場合、発注者が自ら対応するものとし、受注者は合理的な範囲でこれに協力する。
 - (3) 発注者が本商品代金決済情報の取消しを行った場合、本商品代金決済情報に基づく決済手数料は発生しない。
6. 受注者は、発注者に対し、各締め日にかかる本商品代金決済情報及び受注者から発注者への商品代金の振込日を通知する。発注者は、当該通知を受領した後、その内容に合わせて商品代金の受け入れ準備を行う。
 7. 受注者は、第4項に従い発注者に対して開示する本商品代金決済情報に従い、各精算期間中に決済完了した本商品代金の合計額を、発注者の指定する日までに、発注者の指定する金融機関口座に振込む方法により引き渡す。なお、受注者から発注者に対する商品代金の引渡しは、毎月1回とする。
 8. 受注者は、前各項に含まれない業務、又は関連する法令の変更等の事情に伴い新たに生じる業務を行うことができるものとし、かかる新たな業務については、発注者及び受注者が双方協議のうえ、当該業務を遂行する担当を決定する。
 9. 第1項から第8項に定める業務に関して生じる費用は、特に発注者が負担する旨の規定があるものを除き受注者が負担するものとし、前項に定める業務に関して生じる費用については、発注者及び受注者が双方協議のうえ、費用の負担割合を定めるものとする。
 10. 受注者は、事前に本管理画面への掲示その他受注者が適切であると判断する方法により発注者の承認を受けたうえで、本決済方法に新たな決済手段を追加することができるものとする。この場合、新たな決済方法についてコンビニ決済またはクレジット決済（指定納付受託）にかかる規定が適用されるものとする。
 11. 受注者は、1か月前までに発注者に通知をしたうえで、本決済方法の一部を終了することができるものとする。本項に基づく本決済方法の終了に関し、受注者は損害賠償責任その他名目のいかなを問わず、一切の責任を負わないものとする。

第5条（発注者の同意）

発注者は、本決済業務に関して、以下の各号に定める事項に同意し、保証する。

- (1) 地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者として受注者を指定し、かつ、商品代金の受領権限を付与すること。
- (2) 受注者から指定された本決済方法について、以下の内容の業務を受注者に委託し、受注者が本決済方法にかかる本決済代行業者に再委託すること
 - 1 本決済代行業者への発注者に関する届出
 - 2 クレジットカード会社から売上承認を取得すること
 - 3 クレジットカード会社及び本コンビニエンスストアに対して行う売上請求

に関する事項

- 4 クレジットカード会社及び本コンビニエンスストアから商品代金を受領すること
 - 5 その他受注者が指定した業務
- (3) 利用者が本サイトを通じて商品を申込み、以下(i)から(ii)の方法により、本商品代金の支払方法に関する申出をしたことにより、地方自治法第 231 条の 2 の 2 に基づく申出を発注者が受領したものとみなすと共に、同項に基づく利用者に対する当該申出の承認を、発注者を代理して行う権限を受注者に許諾すること。
- (i) 利用者が、本コンビニエンスストア店舗において当該申込みにかかる本商品代金の支払いにかかわる払込票を提示したとき。
- (ii) 利用者が、クレジット決済によって、当該申込みにかかる本商品代金の送金について、利用者が契約している受注者に対してかかる本商品代金の送金を指示したとき。
- (4) 受注者が、利用者による前号(i)または(ii)の方法による商品代金の支払方法に関する申出を、第 4 条第 3 項の決済完了通知により利用者へ通知したことをもって、前号(ii)の承諾とみなすこと。

第 6 条 (商標等の取扱い)

各当事者は、本規約の締結は、相手方の有する商標（サービスマークを含む。）、ロゴ又は商号及びドメインの使用につき、別途個別に相手方の承諾を得た場合を除き、本規約に定める目的の範囲外において使用し、又は契約期間終了後に使用する権利を相手方に許諾するものではないことを確認する。

第 7 条 (利用者からのクレーム対応)

1. 本決済方法に関する、利用者からの問い合わせ、苦情、クレーム（以下「問合せ等」という。）については、受注者又は本決済代行業者が対応を行うものとする。
2. 前項にかかわらず、受注者が、第 4 条第 5 項に従い発注者が行った本商品代金決済情報の取消し及び変更に起因する問合せ等を受けたときは、受注者は問合せ等の内容を発注者に連絡し、発注者は自らの責任と費用において適切に対応、処理するものとする。
3. 受注者は、本決済業務を行うにあたり、善良な管理者の注意義務を負うものとする。

第 8 条 (決済手数料)

1. 発注者は、本決済業務に対する手数料（以下「決済手数料」という。）として、別表 2 に定める月額手数料、及び本決済手段に応じた決済金額にそれぞれ別表 2 に定める料率を乗じて算出される額を受注者に支払うものとする。なお、受注者が本決済代行業者

に支払う手数料の引き上げ又はその他費用の値上がりなど、その他相当の事由があるときには、受注者は、事前に発注者に通知したうえで、本決済手段に応じた決済手数料の料率を合理的な範囲で変更することができるものとする。決済手数料の料率の変更は、受注者が別途定める変更の効力発生日から効力を生じるものとする。

2. 受注者は、本商品代金決済情報をもとに、当該締め日にかかる各本決済手段の決済金額に応じた決済手数料の合計額を算定し、発注者に請求書を発行するものとする。発注者は、請求書の受領後 30 日以内に、受注者の指定する口座に送金する方法により当該決済手数料を支払うものとする。なお、決済手数料の振込に要する費用は、発注者の負担とする。
3. 本契約が解除された場合、発注者は解除時を含む当該月末までの決済手数料を受注者に支払うものとする。

第9条 (免責事項および利用料金の返還)

1. 停電、サーバーの故障、サーバーへの瞬間的なアクセス過多、システム障害、通常講ずるべきウィルス対策では防止できない種類のコンピューター・ウィルスの感染、その他受注者の責によらない通信機器、回線若しくはコンピューター等の障害、又は電話の不通により、若しくは災害・事変等やむを得ない事由により、本決済方法の取扱いが遅延し又は不能となった場合、利用者による本決済方法の利用は制限されるものとし、これにより発注者又は利用者が生じた損害については発注者と協議のうえ精算するものとする。
2. 次の各号の事由に該当する場合は、利用者による本決済方法の利用は制限され、既に収納がなされている場合は納付済みの商品代金の引渡しは一時的に中止されるものとし、これにより利用者又は発注者が生じた損害について、受注者は責任を負わないものとする。受注者は、本項第1号に基づき商品代金の引渡しの実施が中止された場合において、当該事由が解消したときは、直ちに商品代金の引渡しを実施するよう合理的な努力を尽くすものとする。
 - (1) 受注者所定のシステム稼動時間外である場合
 - (2) 利用者において所定の届出事項の重要な部分について虚偽があったことが判明した場合
 - (3) 取引態様、外部（警察機関、金融機関等）から得た情報などから、利用者が本決済方法を不正に利用しているおそれがあると客観的かつ合理的に判断される場合
 - (4) 警察等の公的機関から相当な根拠に基づき、本決済方法の停止要請が発せられた場合
 - (5) 利用者が本決済方法を利用する際、個人情報漏えいした、又は漏えいするおそれがあると合理的かつ客観的に判断される場合

- (6) 利用者が本契約第 18 条に定める反社会的勢力に該当する場合
- (7) 利用者以外の第三者が本決済方法を利用して利用を行ったことが判明した場合
 - 1. 受注者が、発注者に引き渡した商品代金をクレジットカード会社（第 4 条 10 項に基づき追加された資金移動業者等クレジットカード会社以外の業者を含む、以下同じ）に返還すべき場合（クレジットカードを含む本決済方法の不正利用等、前項各号に規定する場合に限られない。）、当該利用の有効性如何にかかわらず、発注者は受注者に対して当該商品代金を返還するものとする。
 - 2. また、発注者は、本決済方法の不正利用等、本条第 2 項各号に規定する他、クレジットカード会社の各規定又はガイドラインに従い、クレジットカード会社又は受注者の発注者に対する商品代金の送金が留保される場合があることを予め承諾するものとする。
 - 3. 前項に基づく送金の留保は、如何なる場合においても利息を生じないものとする。

第 10 条 （情報提供）

受注者は、次のいずれかに該当する場合、発注者に対して本規約に関する必要な情報又は資料の提供を要求することができるものとし、当該要求があった場合、発注者はこれに応じるものとする。

- (1) 発注者の本規約の遵守状況を確認するために必要な場合
- (2) 収納された本商品代金と本商品代金決済情報の照合に必要な場合
- (3) 本サイトに含まれるシステムの故障予防又は回復のために必要な場合
- (4) 本サイトに含まれるシステムの機能向上のために必要な場合
- (5) その他受注者が合理的に必要と判断する場合

第 11 条 （本契約終了時の措置）

- 1. 本契約終了前に利用者による支払予約が行われ受注者に収納された商品代金であって、本契約終了時点において発注者に対し引き渡されていないものについては、受注者は、本契約又は本規約に別段の定めがない限り、速やかに発注者に対する引渡しをするものとする。
- 2. 本契約終了後も、第 7 条第 1 項、第 2 項及び本条の規定は有効に存続するものとする。

別表 1

各本決済方法の具体的な決済手段及び「決済完了」の時期（第2条第6号）	(1) コンビニ決済	
	本決済代行業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 決済手段 2 決済完了の時期
	GMO イプシロン株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 本コンビニエンスストア店舗で収納された商品代金を本コンビニエンスストア及び本決済代行業者を通じて間接的に収納 2 本コンビニエンスストア店舗において商品代金が収納された時点
	(2) クレジット決済	
	本決済代行業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 決済手段 2 決済完了の時期
	GMO イプシロン株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 クレジットカードによる決済 2 本決済代行業者から受注者が当該商品代金にかかる識別番号の通知を受けた時点

別表 2

「決済手数料」の額（第8条第1項）」	(1) コンビニ決済		
	本決済代行業者	月額手数料（税抜）	決済手数料の料率（税抜）
	GMO イプシロン株式会社	1,000 円 ただし、決済手数料が月額手数料を上回った場合は免除。	(i) 決済金額 2,000 円～2,999 円 150 円／回（税抜） (ii) 決済金額 3,000 円～4,999 円 180 円／回（税抜） (iii) 決済金額 5,000 円以上 4%（税抜） また、1 回の決済金額が 50,000 円以上の場合、印紙代（200 円）を発注者が別途負担。
	(2) クレジット決済		
本決済代行業者	月額手数料	決済手数料の料率（税抜）	
本決済手段	（税抜）		
GMO イプシロン株式会社	1,000 円	VISA、MASTER（決済金額が 500,000 円/月未満の場合） 3.39%	
クレジットカード決済		VISA、MASTER（決済金額 500,000 円/月以上の場合） 3.19% JCB、AMEX、DINERS 3.49%	

令和5年〇月〇日

発注者 神奈川県川崎市川崎区富士見1丁目5番1号
神奈川県川崎競馬組合
管理者 武井 政二

受注者 〇〇
株式会社〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇